

## 建設経済常任委員会審査日程

招集日時：令和6年6月13日（木）午前10時

場 所：議事堂大会議室

※議案第54号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

### 1. 開議

### 2. 議案審査

議案番号	件名	備考
議案第45号	市道路線の認定について	一括議題
議案第46号	市道路線の変更について	
議案第47号	市道路線の廃止について	
議案第54号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）	

### 3. 付託議案外質疑

### 4. 市長提出議案の討論・採決

### 5. 請願審査

議案番号	件名	備考
請願第1号	取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願	請願者発言
請願第2号	取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願	請願者発言

### 6. 請願の討論・採決

### 7. 令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について（委員のみ）

### 8. その他（委員のみ）

### 9. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・議案外質疑に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

建設経済常任委員会  
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和6年第2回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	入江洋一 委員	市道0129号線の安全対策 について	1 都市計画道路3・4・5号新道みずき野線、ゆめみ野方面から県道常総取手線、宗仁会病院方面への抜け道として通過車両が多く流入しているが、その通過交通量についてどのように認識しているか 2 その安全対策を講じるべきと考えるがいかがか
2	細谷典男 委員	快適・安全な道路、市道の 維持管理について	1 補修要望は絶えないと思うが対処法について伺う 2 要望は多岐・多数である。その中でも生命に関わる危険な状態、通学路など児童生徒が多数利用する道路、高齢者・障がい者に特に配慮しなければならない等要望の特徴はあると思うが必要性の順位、補修実施の優先順位について伺う
		地域で愛着が持てる公園 とするために	1 公園の状況と名称（愛称）
3	石井めぐみ 委員	双葉地区に配置した浸水 検知システムについて	1 浸水検知システムの作動状況 2 センサーが作動する高さは適切なのか 3 市内の冠水箇所を設置する予定は
4	染谷和博 委員	西口開発について	1 都市計画の決定の時期 2 準備組合が計画の見直し中だが取手市としての計画変更はないのか
		桑原開発について	1 早期実現に向けて農林協議の状況 2 事業協力者との連携 3 地権者との組合設立への合意形成
5	赤羽直一 委員	取手駅西口A街区再開発 ビル内複合施設整備事業 について	1 再開発ビル内に図書館を導入することにした目的と経緯 2 図書館整備のスケジュール 3 市民への広報と周知

6	加 増 充 子 委 員	再開発事業の公共施設導入について	1 A街区再開発事業の図書館等複合公共施設導入方針の決定までの経過
		駅前のにぎわいをつくる市の方針について	1 再開発事業への図書館等複合公共施設をつくることで、駅前のにぎわいをつくることとしたシミュレーションを問う 2 民間保育所導入方針は、にぎわいをつくるためのものと考えたのか
		再開発事業の総事業費について	1 総事業費 143 億円の積算根拠を問う
7	佐 藤 隆 治 委 員	2024 問題、市内公共交通の利便性の維持と向上について	1 コミュニティバスのダイヤ改正 2 地域公共交通計画の策定 3 民間路線バスの維持

## 学習権宣言（抄訳）

1985年3月29日、第4回ユネスコ国際成人教育

会議

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食料の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はありません。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。

それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。

学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。

学習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であってはならない。（中略）

人類が将来どうなるか、それは誰がきめるのか。これはすべての政府・非政府組織、個人、グループが直面している問題である。これはまた、成人の教育活動に従事している女性と男性が、そしてすべての人間が個人として、集団として、さらに人類全体として、自らの運命を自ら統御することができるようにと努力している女性と男性が、直面している問題でもある。

請願第1号「取手駅西口再開発事業に係る『図書館等複合公共施設整備計画』基本構想に関する請願」

〔請願趣旨〕の補足

1. 図書館は「社会教育機関である」ということ

- ・社会教育法第9条「図書館は・・・社会教育のための機関である。」
- ・ユネスコ公共図書館宣言2022「公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」「文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための機関である。」

2. 社会教育は、国民にとって教育を受ける「権利」であるということ

- ・憲法第26条「すべて国民は・・・ひとしく教育を受ける権利を有する。」
- ・ユネスコ学習権宣言(1985年3月、第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択)

3. 社会教育の「奨励」と「振興」が市町村の任務ということ

- ・社会教育を「奨励」し、「図書館、…公民館その他の社会教育施設の設置」等で「社会教育の振興に努め」こと(教育基本法第12条)
- ・「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」(社会教育法第3条)

4. 図書館は「地域社会を育む」ものであるということ

「積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。」(ユネスコ公共図書館宣言2022)

5. 図書館の運営と管理における「住民参加」の重要性ということ

- ・「地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針」を策定するために「地域についての知識と住民参加の重要性」「意思決定には、地域社会の関与」がなければならない。(ユネスコ公共図書館宣言2022)
- ・調布市の図書館づくり
- ・社会教育委員会議(「社会教育に関する諸計画を立案すること」社会教育法第17条第1項)、
- ・図書館協議会の役割

## 請願第2号「取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願」

### 〔請願趣旨〕の補足

#### 1. 駅前土地区画整理事業の検証が必要ではないか

- 1985年 現A街区のそばに、再開発事業で約103億円を投入し、8階建てのビルを建設した。「取手とうきゅう」が一括借り上げて開店したが、2010年に閉店した。
- 2012年暮れに地権者らが「再生 (Re-Born)」の期待を込め「リボンとりで」の愛称で再開した。1～5階にスーパー「西友」やインテリア・雑貨店、靴店などが入ったが、いまだに、6～8階は空き家のままである。
- 1996年、約6.5ヘクタールを対象に、土地区画整理事業を開始した。
- 事業区域のうち、「C街区」に2014年、民間の医療モールと市の立体駐輪場が完成、「B街区」には2015年、健康、医療、福祉などの複合施設「取手ウエルネスプラザ」を整備した。
- 2024年度中にようやく完成の見通しになったが、事業期間が大幅に伸びたため、事業費も膨らみ、総事業費は219億円にまでなった。80棟近い建物を中心にした家賃減収・仮住所補償などの「中断移転補償」は、1998年から約15億円にのぼり、2019年度も約7000万円かかり、補償金はさらに増えている。

#### 2. A街区再開発事業計画は「活性化の起爆剤」となるか

- 駅前の一等地にあるA街区を「市再生のシンボル」に据え、「区画整理事業で造成した土地の高度利用を図り、にぎわいを生み出すため」に市はこの街区の再開発事業を支援し、「活性化の起爆剤」として期待する。
- 取手市の人口は、2018年約10万7千人、2024年4月1日現在10万5961人、2005年合併時（11万3千人余）より8千人余減っている。
- JR取手駅の一日平均乗車人数も、2011年度59,126人だったが、2017年度つくばエクスプレス開業の影響で、2017年度には56,136人に減少した。2021年度は42,116人である。（JR東日本の統計より）

（2019年4月1日付けの「朝日新聞」記事を参照して、遠藤がまとめる。）

No.	想定される担当課	報告議員	班議員	会場	意見
1	産業振興課、政策推進課	本田	入江・本田	戸頭公民館①	高齢化社会について ・地域の商店などシャッターが下りてしまい活気がなくなっている。活気のある住みやすい街づくりをしてほしい。
2	環境対策課、建築指導課	落合	石井・落合・加増・鈴木・海東	議場	・井野地域の開発に伴うゴミ集積場の設置に対して（開発面積が500平方メートル以下は、集積場の設置義務なし）市の指導、バックアップを。 ・新住民へのゴミ捨てルールの周知徹底を図ってほしい。
3	農政課	佐野	岩澤・佐野	大会議室①	若い農業者を増やす政策を ・若い農業者をもっと呼び込んでほしい。若い農業者を育てて作農できる環境を作ってほしい。 ・無農薬野菜の生産に力を入れてほしい。
4	都市計画課、安全安心対策課	本田	入江・本田	戸頭公民館①	高齢化社会について ・交通の足の問題。買い物や病院に行くのが大変。（コミバスが使いづらい、高齢者用3輪車導入、免許返納者への支援、タクシー券やデマンドタクシーの導入など）
5	都市計画課	染谷	金澤・染谷・根岸	オンラインA	点字ブロックについて（景観等に配慮するというが目立たない点字ブロックがある。取手駅東口）
6	都市計画課	落合	石井・落合・加増・鈴木・海東	議場	桑原地区新市街地整備事業について ・この30年で市内の自転車屋さんが4店舗も閉店。桑原地区に自転車店舗の誘致を。
7	中心市街地整備課	落合	石井・落合・加増・鈴木・海東	議場	取手駅西口A街区市街地再開発事業及びA街区再開発ビル内複合公共施設整備事業について ・A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業の基本構想を策定する上での公聴会や説明会の実施。市民の意見を十分に聴いて進めてほしい。 ・取手駅西口A街区市街地再開発事業の議会での議論が活発に行われているように感じられない。駅前周辺の既存公共施設、商業施設の現状や有効活用。駅前だけのにぎわいではなく、市全体の均衡、各施設等の独自性のみならず全体的な調和も考慮すべき。 ・昨今の物価高騰の背景を踏まえ、今後、事業費の上限はどこまで認められるものなのか。 ・「アトレ取手」・「リボンとりで」2つの駅ビルが10年前と比べて多くの空きスペース（駅周辺の空き事務所も目立つ）が生まれてしまった。複合公共施設整備事業を進める前に、現在ある空きスペースの有効活用が先ではないか。
8	中心市街地整備課	古谷	小堤・古谷	戸頭公民館②	取手駅西口駅前開発について ・広報などでイメージ図が出たが、市民へのしっかりとした用途・建設期間などの説明をしてほしい。
9	中心市街地整備課	久保田	佐藤・久保田・長塚	大会議室②	取手駅西口A街区にできる予定の図書館などの複合公共施設について、市民に向けた説明会を開いてほしい。
10	中心市街地整備課	関川	赤羽・関川・遠山・岡口	藤代公民館	取手駅前再開発事業について ・再開発事業の進め方がおかしいのでは。 ・図書館を作るようだが、市民の要望を聞いて議論してほしい。見直してもらいたい。
11	区画整理課	関川	赤羽・関川・遠山・岡口	藤代公民館	藤代駅前開発をするべき。
12	管理課	本田	入江・本田	戸頭公民館①	高齢化社会について ・道路が悪く危ない。市道が耐用年数を超えている、計画的な道路補修の計画を立てるべき。市としても補修が必要な箇所を確認してほしい。 ・戸頭のU字溝が危ない。グレーチングなど対応してほしい。 ・街灯が少ない箇所がある。大きな道路沿いでも夜は暗い。
13	水とみどりの課	古谷	小堤・古谷	戸頭公民館②	公園設備について ・大型遊具を取り入れては（グリスボ周りの空を活用）